

京都市訓令甲第 14 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

第2条第4号オ中「及びセンター」の右に「等」を、「並びに」の右に「美術館、」を、「中央卸売市場第二市場」の右に「、南部クリーンセンター」を加え、同条第5号中「置かない室」の右に「、美術館」を加え、「東京事務所及び子育て支援総合センターこどもみらい館」を「南部クリーンセンター、子育て支援総合センターこどもみらい館及び東京事務所」に、「及び歴史資料館」を「、歴史資料館及び第二児童福祉センター」に改める。

第3条中「総合企画局デジタル化戦略担当局長」を「総合企画局プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に、「デジタル化戦略担当局長」を「プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改める。

第4条、第5条及び第14条中「デジタル化戦略担当局長」を「プロジェクト・デジタル化戦略担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略推進室)